

告 示

埼玉県告示第五十八号

測量計画機関である埼玉県農業技術研究センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県農業技術研究センター

二 作業種類

公共測量（令和三年度埼玉県農業技術研究センター施設整備事業（玉井地区）

三 作業地域

熊谷市玉井地区

四 作業期間

令和四年一月十四日から令和四年三月三十一日まで